

「新発田市地域応援商品券」取扱事業者募集要項

1 趣旨

昨今の物価高騰により影響を受けている市内経済の復興支援策として、新発田市地域応援商品券を発行し、地域における消費喚起、地域経済の好循環を創出することを目的とする本事業において、商品券の取扱事業者を募集する。

2 対象者

次の（1）（2）のいずれかに該当し、下記の誓約事項に同意する事業者。

（1）令和7年3月～7月に実施した「地域応援商品券」の登録取扱事業者

（2）（1）以外の市内に店舗や事業所等がある、建設業、小売業、飲食業、サービス業、その他
の事業者

〈誓約事項〉

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する店舗等の営業を行っていないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関係しないこと及び業務の内容が公序良俗に反しないこと。
- ・新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと。
- ・市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・市のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること。

3 登録方法

■ 上記対象者（1）に該当する事業者の場合

令和8年1月発行（予定）の登録取扱事業者及び店舗として取り扱います。

辞退される場合のみ所定の辞退届をご提出ください。

■ 上記対象者（2）に該当する事業者の場合

登録を希望する事業者は、所定の登録申請書に必要事項を記入し、郵送・メール・FAXのいずれかの方法でご提出ください。

各様式を令和7年12月24日（水）までにご提出ください。

登録手続完了後、登録証明書、取扱要項及び登録取扱店ステッカーを販売開始日の1週間前を目途に送付します。

※上記の締切後も登録申請を隨時受け付けますが、市の発行するリーフレット等に掲載できない場合があります。

4 商品券の概要（予定）

- 発行総額 調整中
- 販売価格 1冊5,000円（額面7,500円分 プレミアム率50%）
- 商品券の種類 ①共通券…商品券1枚あたり額面500円（7枚）
②専門券…商品券1枚あたり額面500円（8枚）
- 各商品券の詳細 ①共通券（大型店※1・地元専門店※2等ともに使用可能）
②専門券（地元専門店のみで使用可能で、大型店とその店内のテナントでは使用不可）

※1 大型店…「売場面積が1,000m²以上の小売業の取扱登録店」と定義する

※2 地元専門店…「大型店及びその店内テナント以外の小売業並びに飲食業、サービス業及びその他の業種の取扱登録店」と定義する

- 購入対象者 市内在住の各世帯
- 購入限度 購入券1枚につき1～4冊まで
- 使用可能期間 販売開始日※～令和8年12月31日（木）
※令和8年1月30日（金）予定

記載事項は現時点での予定であり、今後変更する場合があります。

あらかじめご了承ください。

5 取扱事業者の業務

- ・商品券使用期間内に商品券を持参した方に対し、記載金額に相当する商品やサービスの提供を行う。額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない。
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること。
- ・使用可能期間中は必ず登録取扱店ステッカーを店頭の目立つ場所に掲示すること。

6 換金請求手続

専用の換金請求書に必要事項を記入・押印し、使用済み商品券と登録証明書を添えて、「新発田市商工振興課」（新発田市中央町3-3-3）へ直接お持ちください。

7 換金請求期間

販売開始日～令和9年2月1日（月）午後5時00分（土日祝日を除く）

※上記期間以外は一切応じられませんのでご注意ください。

8 換金手数料

事業者負担なし

9 換金振込

請求から1か月以内に、市の定期支払日（毎週木曜日）に指定口座に請求金額を振込みます。

10 使用対象外となる物品・サービス

- ・商品券、図書券、切手、印紙、はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品
- ・国や地方公共団体への支払い（税金、施設使用料、水道料金、市指定ごみ袋など）
- ・公共サービス（電気料、ガス料、NHK 受信料など）
- ・たばこ
- ・商品仕入れ等の事業上の取引
- ・不動産の購入
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの
- ・取扱店舗が指定する商品券利用除外商品

11 その他

- ・商行為以外での商品券等の換金や不正による商品券等の利用が発覚した場合は、換金金額の全額を返還してもらうほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・本要項は今後予告なく変更の可能性がありますのであらかじめご了承ください

【問い合わせ先】

新発田市 商工振興課

〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3 市役所本庁舎 6 階

TEL : 0254-28-9650 FAX:0254-28-9670 E-mail : shoukou@city.shibata.lg.jp